

**令和7年度ラグビー普及推進事業委託
公募型プロポーザル実施要領**

東大阪市都市魅力産業スポーツ部スポーツのまち推進室

花園・スポーツビジネス戦略課

令和7年4月14日

1. 目的

この実施要領は、令和7年度ラグビー普及推進事業委託を行う委託事業者について、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

本事業に係る事業者選定にあたっては、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者からの企画提案書を募集し、この提案を一定の基準で審査し、最も適切な者を当該業務の委託候補者として選定することを目的とする。

2. 事業名

令和7年度ラグビー普及推進事業

3. 事業目的

「ラグビーのまち東大阪」の提言に沿い、ラグビーが市民に理解され、愛されるとともに、ラグビーを通じて子どもたちの健康増進を図り、親しまれることを目的とする。

4. 事業の概要

(1) 事業内容

別紙、「令和7年度ラグビー普及推進事業業務仕様書」のとおり

(2) 選定方法

公募型プロポーザル方式

(3) 実施場所・日程

大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市役所 18階 研修室1

令和7年5月12日(月) 予定

(4) 委託金額の上限

金3,600,000円(消費税及び地方消費税の額を含む)

※これを超える金額での提案は認められないものとする。

(5) 契約保証金

本契約に係る契約保証金は本市財務規則第117条第3号の規定により免除とする。

(6) 委託契約期間

契約締結の日～令和8年3月31日

(7) 事業開始日

契約締結日以降

5. 応募資格

以下の要件をすべて満たしている者とします。

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) 過去3年以内に本委託業務に関連のある事業の実施実績があること。
- (3) 東大阪市から入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て又は破産手続開始決定がなされていないこと。
- (8) 東大阪市入札参加有資格者名簿に登録されていること。または登録されていない場合、市町村税および国税を滞納していないものであること。

6. スケジュール

内容	日程
(1) 参加申込受付開始	令和7年4月14日（月）13時
(2) 参加申込受付終了	令和7年4月18日（金）17時
(3) 質問受付期限	令和7年4月18日（金）17時
(4) 質問回答	令和7年4月22日（火）17時
(5) 企画提案書等応募書類受付開始	令和7年4月22日（火）13時
(6) 企画提案書等応募書類受付終了	令和7年4月30日（水）17時
(7) 企画提案書に基づくプレゼンテーション	令和7年5月12日（月）予定
(8) 優先交渉事業者決定通知	令和7年5月19日（月）予定

7. 資料等

- (1) 実施要領、仕様書、各様式等

東大阪市ウェブサイトからダウンロードをお願いいたします。

電子メールによる提出のものは確認漏れ防止のため、各項に記載の表題にてご提出ください。

- (2) 参加申込受付

① 申込期間 令和7年4月14日（月）13時から令和7年4月18日（金）17時まで

- ② 申込方法

参加意思表明書（第1号様式）に必要事項を記入し、18.問合せ先・提出先のメールアドレスまで電子メールにより提出し、18.問合せ先・提出先まで必ず電話にて到達確認の連絡をしてください。

表題：【令和7年度ラグビー普及推進事業】参加意思表明書（事業者名）

8. 質問書の受付及び回答

(1) 質問

①受付期間 令和7年4月18日（金）17時まで

②質問方法

質問書（第6号様式）に質問事項を記載の上、18.問合せ先・提出先のメールアドレスまで電子メールにより提出し、18.問合せ先・提出先まで必ず電話にて到達確認の連絡をしてください。

なお、電話又は口頭によるご質問は公平性の観点からお受けいたしかねます。

表題：【令和7年度ラグビー普及推進事業】に関する質問（事業者名）

(2) 回答

質問に対する回答は、参加意思表明書（第1号様式）の提出があった者すべてに対し、電子メールにて行います。

ただし、質問者の競争上の利益・地位を脅かす恐れがあると当市が判断した場合には、質問者のみに回答することがあります。

なお、回答の内容は、本実施要領及び仕様書の追加又は修正とみなします。

①回答 令和7年4月22日（火）17時まで

②回答方法

参加意思表明書（第1号様式）に記載された担当者連絡先に、電子メールにて回答します。

③その他

質問者の名称については、公表しません。

9. 企画提案書等応募書類提出手続き

(1) 受付期間 令和7年4月22日（火）13時から令和7年4月30日（水）17時まで

(2) 提出方法

下記(3)提出書類を、郵送又は持参してください。

【郵送の場合】

受付期間内必着とし、簡易書留郵便にて提出してください。

なお、郵送で申し込みをした場合は、18.問合せ先・提出先まで必ず電話にて到達確認の連絡をしてください。

【持参の場合】

受付期間（土曜日・日曜日を除く）内に18.問合せ先・提出先に持参してください。

受付時間は9時から17時まで。

(3) 提出書類

【企画提案に関する書類】

①企画提案書（任意様式）

※様式は任意としますが、『(5)企画提案書の目次及び構成』に沿って作成すること。

②見積書（第4号様式）及び見積金額の内訳書（任意様式）

内訳は可能な限り記載すること。また、合計欄には消費税及び地方消費税相当額を含む金額を記載すること。

③業務委託契約実績書（第5号様式）

【法人に関する書類】

④誓約書（第2号様式）

⑤団体概要書（第3号様式）

⑥事業実施体制図（任意様式）

※再委託する場合は、再委託申出書（第8号様式）、再委託先の③業務委託契約実績書（第5号様式）及び⑥事業実施体制図（任意様式）も提出してください。なお、再々委託する場合も同様とします。

【添付書類（写しも可）】

⑦履歴事項全部証明書（発行後3ヶ月以内のもの）

⑧貸借対照表及び損益計算書（直近2期分）

【東大阪市入札参加有資格者名簿に登録されていない場合のみ】

⑨納税証明書の写し（発効後3カ月以内のもの）

詳しくは、10ページの別紙をご確認ください。

（4）提出部数

①～③ 各6部（正本1部、副本5部）

※正本1部は、①企画提案書（任意様式）の中に、事業者の住所、商号又は名称、代表者職氏名、担当者の連絡先を記載してください。また、副本5部については、提案者が判明できるような記載等は一切行わないでください（②見積書についても右上部の記名欄は空欄もしくはマスキングしたものでご提出ください）。

④～⑨ 各1部

（5）企画提案書の目次及び構成

記載項目	記載内容
事業内容	・目的を達成するための取組みや手法 ・実施回数
委託料	・適正な価格提案
実施体制	・事業の具体的なスケジュール ・事業の運営にかかる人員体制（ただし兼務する場合は明記すること） ・事業に携わる従事者の事業遂行能力（資格やキャリア等） ・個人情報等取り扱いについての安全管理措置
その他	・評価項目に記載の事項 ・上記以外でアピールしたい内容

（6）提出書類にかかる留意事項

・企画提案書は正本、副本ともにカラー刷りとします。

- ・正本については、ファイルの表紙及び背表紙に「令和7年度ラグビー普及推進事業」と提案者事業者名を記載の上、(3)提出書類の①～⑨及びその他(実績報告書、契約書の写し、証明書等)をファイリングしたものを提出してください。
- ・副本については、ファイルの表紙及び背表紙に「令和7年度ラグビー普及推進事業」と記載の上、(3)提出書類の①～③をファイリングしたものを6部提出してください。
- ・ページ数は30ページ以内とします。目次を挿入し、本編の各ページにページ番号を記載してください。
- ・原則A4版、縦型、横書き、左綴じ、両面印刷とします。
- ・フォントは任意としますが、フォントサイズは10.5ポイント以上の大きさとします。

10. 応募の辞退

参加意思表明書(第1号様式)を提出後、企画提案をしない(プロポーザル参加を辞退する)場合は、応募辞退届(第7号様式)を提出してください。

また、企画提案書を提出後、プロポーザル参加を辞退する意向がある場合は、まずは 18.問合せ先・提出先まで必ず電話にて連絡をしてください。

提出期間を過ぎた後の辞退は、原則として認められません。

(1) 提出期間 令和7年4月14日(月)13時から令和7年4月18日(金)17時まで

(2) 提出方法

応募辞退届(第7号様式)に必要事項を記入し、18.問合せ先・提出先のメールアドレスまで電子メールにより提出し、18.問合せ先・提出先まで必ず電話にて到達確認の連絡をしてください。

表題：【令和7年度ラグビー普及推進事業】応募辞退届(事業者名)

11. プレゼンテーション

(1)開催日時 令和7年5月12日(月)(予定)

(参加社数によっては、令和7年5月13日(火)も開催する場合があります。)

(2)開催場所 東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市役所18階 研修室1 電話番号：06(4309)3019

(3)参加人数 1社3名以内 ※再委託先の人数も含みます。

(4)実施時間 1社45分(プレゼンテーション25分 質疑応答20分)

※準備が必要な場合はプレゼンテーション開始までの間にさせていただきますので、事前にご連絡ください。

(5)実施内容

企画提案書において提示した内容をご説明ください。

(6)会場設営

パソコン(コード類含む)については、各事業者でご用意ください。

なお、スクリーン、プロジェクターは当市でご用意が可能です。使用される場合は事前にご連絡ください。

(7)その他

- ・プレゼンテーションの順番については、企画提案書の受付順とします。
- ・追加資料の提出は認めません。提出された書類のみで説明してください。
- ・事業の中心的な役割を占める業務リーダーがプレゼンテーションを実施してください。
- ・再委託する場合は、再委託先の業務リーダーなど、より効果的にプレゼンテーションを実施できる方がプレゼンテーションに参加し、説明してください。

12. 選定方法

(1) 選定方法

- ①プロポーザル参加者によるプレゼンテーションを実施した上で、令和7年度ラグビー普及推進事業委託公募型プロポーザル選定委員会（以下選定委員会）において、提案内容を選定基準に基づき、総合的に審査し、最優秀選定事業者を決定します。
- ②評価点数の合計は150点満点とします。
- ③応募事業者が1社のみであっても実施しますが、全選定委員の平均評価点数が90点に満たない場合は、選定しません。
- ④評価点数の合計が同点の場合は、選定委員会の各委員の合議による優劣の比較審査を行い、決定するものとします。

(2) 選定基準

審査項目		審査内容	配点
事業内容	事業目的や業務内容の理解度、充実度	企画提案書全体を通して、本市が実現したい内容を十分に理解した提案内容となっているか。	20
	実施回数	仕様書に記載の回数を下限とし、それを超えて実施できるか。	15
	その他のアピールしたい内容	本市が実現したい取組みに、さらなる効果が期待できるアピール内容となっているか。	15
委託料	見積価格	<価格の算定式> 満点（25点）×すべての提案価格のうち最低価格（税込）／提案者の提案価格（税込） ※小数点以下四捨五入	20
実施体制	スケジュール	スケジュールが具体的に示されており、計画的かつ無理のない実現可能な内容となっているか。	10
	人員体制	人員体制は業務遂行に十分な体制を確保しているか。	10
	従事者の事業遂行能力	事業に関して、従事者が十分な知識・経験を有しているか。	10
	従事者の過去の実績	本事業に関する分野で、十分な過去の実績を有しているか。	15

	安全管理	傷病者対応やリスク管理、予防策等が明確に示されているか。	10
プレゼンテーション	本業務に対する取組姿勢	本業務に対する積極的な取り組み意欲が感じられるか。	10
	コミュニケーション能力	質疑に対しての返答、対応は明確であり、本市との円滑なコミュニケーションが期待できるか。	15
合計			150

(3) 採点方法

各評価項目については、5段階評価で採点します。

(4) その他

選定委員会は非公開とし、審査結果に対する質問や異議申し立ては一切受け付けません。

13. 選定結果通知

選定結果については、すべての参加事業者に対し、参加意思表明書（第1号様式）に記載された担当者連絡先に、電子メールにて通知し、東大阪市ウェブサイトで公表します。ウェブサイトでは、優先交渉事業者名及び提案事業者名を伏せた審査の得点を公表します。

選定結果通知日 令和7年5月19日（月）（予定）

14. 失格事由

以下のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1)『5. 応募資格』を満たさなくなった場合
- (2)見積書の金額が、委託金額の上限を上回る場合
- (3)期限までに必要な書類が提出されない場合
- (4)提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）
- (5)提出書類に虚偽の記載があった場合
- (6)著しく信義に反する行為があった場合
- (7)契約を履行することが困難と認められる場合
- (8)企画提案書の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (9)審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (10)本業務の選定委員に対して、接触等を行ったことが明らかになった場合

15. 契約方法

選定委員会において選定した契約候補者については、当市と協議の上、最終の仕様書を作成し、委託契約を締結するものとします。

選定されてから委託契約締結までの間に、当市との協議を経て、事業内容、事業規模、契約金額等に変更が生じる可能

性があります。

なお、受託事業者が提案書に記載した事項を履行できなかった時は、契約金額の減額又は当市が損害賠償請求等を行う場合があります。

また、委託契約締結の交渉の結果、合意に至らなかった場合は、次点候補者と契約締結の交渉を行います。

本プロポーザル期間中において、当市が得た情報等については、一切の権利が当市にあるものとします。

委託金額の支払いについては、事業が終了し完了報告を発注者に提出したとき以後、発注者に対して委託金額の支払を請求することができるものとします。

受託事業者が東大阪市入札参加有資格者でない場合、すみやかに資格取得の努力義務を負うこととします。

16. 再委託

受託者は、委託契約の全部を他者に再委託することを禁止します。

ただし、事業実施において、より高い効果が期待できる場合は、委託契約の一部を再委託することができます。

なお、再委託の範囲は、受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決することとします。

17. 留意事項

【提出書類について】

(1)使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

(2)記載内容の変更及び差し替えはできません。

(3)選定以外の目的には無断で使用しません。

(4)理由の如何を問わず返却しません。

【その他】

(5)応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(6)採択した企画提案書の所有権は当市に帰属するものとします。

(7)委託開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している担当者を置き、進捗状況の確認・報告など、定期的に当市と連絡調整してください。

(8)本事業にかかる内容については、事前に当市と十分に協議し、速やかに事業に着手してください。

(9)当市から得た資料・情報等を、他に流用・提供等をするを固く禁じます。

(10)提案を辞退した事業者、または審査の結果、当市との契約に至らなかった事業者は、当市から得た資料等を速やかに確実な方法で処分してください。

18. 問合せ先・提出先

東大阪市都市魅力産業スポーツ部スポーツのまち推進室花園・スポーツビジネス戦略課 担当：山本(流)・岡田

〒577-8521

東大阪市荒本北一丁目1番1号（東大阪市役所14階）

電話番号：06(4309)3019

FAX 番号：06(4309)3849

電子メール：sportsbusiness@city.higashiosaka.lg.jp

納税証明書（国税）

- (1) 法人の場合は、税務署で発行される【様式その3の3】（「法人税」及び「消費税地方消費税」について未納税額のない証明用）を提出してください（複写可）。
- ※発行後3カ月以内のものに限ります。
- (2) 個人の場合は、税務署で発行される【様式その3の2】（「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）を提出してください（複写可）。
- ※発行後3カ月以内のものに限ります。
- ※(1)(2)は国税電子申告・納税システム（e-Tax）により取得した電子納税証明書での提出も可とします。その場合は、電子納税証明書を紙に印刷したもの、またはPDF形式により提出してください。PDF形式により提出する場合は、花園・スポーツビジネス戦略課（sportsbusiness@city.higashiosaka.lg.jp）へメールにより送信してください。（※国税電子システム（e-Tax）の内容については、所管する税務署にお問い合わせください。）
- ※法人成りをして、申請日時時点で2年を経過していない場合、法人の【様式その3の3】に加えて、個人の【様式その3の2】を提出してください。また、個人から法人へと事業を継承していることを示す書類として、個人事業廃業届（複写）と法人設立等申請書（複写）（いずれも税務署提出分で、旧新の屋号などが確認できるもの）及び定款（写し）を提出してください。

納税証明書（市町村税）

- (1) 本市と、本店で契約を行う場合は、本店の所在地の市区町村で発行された納税証明書に限ります。視点で契約をおこなう場合は、支店の所在する市区町村で発行された納税証明書に限ります。
- ※発行後3カ月以内のものに限ります。
- ＜東大阪市内・準市内業者の方＞
- (2) 東大阪役所本庁納税課で発行される【納税証明書（入札参加用）】を提出してください（複写可）。他の様式は不可です。
- ※行政サービスセンター（出張所）等では発行できません。
- ＜東大阪外業者の方＞
- (2) 「市町村税（全税目）に未納のない証明書」または市区町村（東京都区都の場合は都税事務所）で発行される下記①②③の納税証明書を提出してください。
- ① 【市町村民税】（法人においては、【法人市町村民税】）について直前2年間分
（※2期分ではなく2年間分です。決算期の変更等により2期の合計が2年間に満たない場合、さらに追加し合計2年間以上となるように納税証明書を提出してください。）
- ② 【土地家屋にかかる固定資産税及び都市計画税】について直前2年度分
- ③ 【償却資産にかかる固定資産税】について直前2年度分
- ※「土地家屋にかかる固定資産税及び都市計画税」及び「償却資産にかかる固定資産税」について両方またはどちらかが課税対象の場合、あるいは直前2年度の中で納税証明書が発行されない期間がある場合は、発行される納税証明書に加えて【固定資産税及び都市計画税にかかる誓約書】を提出してください。
- ※法人成りをして、申請日時時点で2年を経過していない場合、法人の「市町村税に未納のない証明書（全納証明書）」に加えて、個人の「市町村税に未納のない証明書（全納証明書）」を提出、または上記①②③の書類を個人・法人で合計して2年以上となるように提出してください。